

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	2-12
許認可等の種類	合併及び分割法人の温泉採取許可の承継			
根拠法令条例等・条項	温泉法第14条の3			
許認可等の概要	温泉採取許可を受けた者である法人の合併及び分割の際の許可の承継			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 温泉法14条の3 前条第1項の許可を受けた者である法人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併するする場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 第4条第2項及び前条第2項(第2号から第4号までに係る部分に限る。)の規定は、前条の承認について準用する。この場合において同条第2項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	20日			
期間の制定根拠	—			